

大津市の自然環境の保全と増進に関する条例施行規則施行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、大津市の自然環境の保全と増進に関する条例（昭和50年条例第2号）第27条の規定による助成金の交付手続等について大津市の自然環境の保全と増進に関する条例施行規則（昭和51年規則第5号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、施行規則の施行について必要な事項を定めるものとする。

(交付申請書)

第2条 施行規則第26条第1項に規定する申請は、保護地区等助成金交付申請書（様式第1号）により行うものとする。

2 前項の交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 保護地区、保護樹林（生け垣及び並木を除く。）、保護樹木又は保護樹林地区にあつては、当該地区、樹木及び樹林に係わる剪定等の維持管理に要する経費の額を証する書類
- (2) 生け垣又は並木にあつては、当該生け垣又は並木に係わる薬剤の散布に要する経費の額を証する書類
- (3) 緑化推進地区にあつては、樹木の購入に要する価格を証する書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

(決定通知書)

第3条 大津市補助金等交付規則（平成10年規則第32号。以下「規則」という。）第7条第1項の規定による通知は、保護地区等助成金交付決定通知書（様式第2号）により行うものとする。

2 規則第7条第2項の規定による通知は、保護地区等助成金交付申請棄却（却下）決定通知書（様式第3号）により行うものとする。

(事情変更による取消通知書等)

第4条 規則第9条第5項の規定による通知は、保護地区等助成金交付決定取消通知書（様式第4号）又は保護地区等助成金交付決定変更通知書（様式第5号）により行うものとする。

第5条 規則第13条第1項の規定により市長に提出しなければならない承認申請書は、保護地区等助成事業変更承認申請書（様式第6号）又は保護地区等助成事業中止（廃止）承認申請書（様式第7号）とする。

2 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 保護地区、保護樹林（生け垣及び並木を除く。）、保護樹木又は保護樹林地区にあつては、当該地区、樹木及び樹林に係わる剪定等の維持管理に要する経費の額を証する書類
- (2) 生け垣又は並木にあつては、当該生け垣又は並木に係わる薬剤の散布に要する経費の額を証する書類
- (3) 緑化推進地区にあつては、樹木の購入に要する価格を証する書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

(承認通知書等)

第6条 規則第13条第2項の規定による通知は、保護地区等助成事業変更承認決定通知書（様式第8号）若しくは保護地区等助成事業中止（廃止）承認決定通知書（様式第9号）又は保護地区等助成事業変更承認申請棄却（却下）決定通知書（様式第10号）若しくは保護地区等助成事業中止（廃止）承認申請棄却（却下）決定通知書（様式第11号）により行うものとする。

(実績報告書)

第7条 規則第14条の規定により市長に提出しなければならない実績報告書は、保護地区等助成事業実績報告書(様式第12号)とする。

2 前項の実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 保護地区、保護樹林(生け垣及び並木を除く。)、保護樹木又は保護樹林地区にあつては、当該地区、樹木及び樹林に係わる剪定等の維持管理に要する経費の額を証する書類
- (2) 生け垣又は並木にあつては、当該生け垣又は並木に係わる薬剤の散布に要する経費の額を証する書類
- (3) 緑化推進地区にあつては、樹木の購入に要する価格を証する書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

(確定通知書)

第8条 規則第15条の規定による通知は、保護地区等助成金確定通知書(様式第13号)により行うものとする。

(交付請求書)

第9条 規則第18条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付請求書は、保護地区等助成金交付請求書(様式第14号)とする。

(取消通知書)

第10条 規則第19条第4項の規定による通知は、保護地区等助成金交付決定取消通知書(様式第15号)により行うものとする。

(返還通知書)

第11条 規則第20条第1項の規定による返還の命令は、保護地区等助成金返還通知書(様式第16号)により行うものとする。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

この要領は、平成29年3月16日から施行する。

この要領は、令和3年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この要領による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この要領の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

様式第 1 号（第 2 条関係）

保護地区等助成金交付申請書

年 月 日

（宛先）

大津市長

申請者 住所

氏名

（団体の場合は、団体名及び代表者名）

大津市の自然環境の保全と増進に関する条例施行規則第 26 条第 1 項の規定により、保護地区等助成金の交付について次のとおり申請します。

助 成 年 度	年度
助 成 事 業 の 名 称	
助 成 事 業 の 目 的 及 び 内 容	
助 成 事 業 の 経 費 所 要 額	円
交 付 申 請 金 額	円
助 成 事 業 の 着 手 予 定 年 月 日 及 び 完 了 予 定 年 月 日	着手 年 月 日 完了 年 月 日
添 付 書 類	

保護地区等助成金交付決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長 印

年 月 日付けで申請のあった保護地区等助成金の交付について、次のとおり決定したので大津市補助金交付規則第7条第1項の規定により通知します。

助成事業の目的及び内容	交付申請書記載のとおり ただし、〇〇〇〇については、〇〇〇〇とする。
助 成 年 度	年度
助 成 事 業 の 名 称	
交 付 決 定 金 額	円
交 付 条 件	(1) この助成金は、申請による使途以外の用途に使用してはならない。 (2) この助成金に対する実績報告書を事業完了後、速やかに提出すること。 (3) この助成金の使途などについて、大津市監査委員の監査を受けることがある。

（注）この交付決定に対して不服がある場合は、この通知を受領した日から起算して15日以内に申請の取り下げをすることができます。

（注）助成事業の目的及び内容の項のただし書については、大津市補助金等交付規則第5条第2項の規定により補助金交付申請に係る事項について修正を加えた場合に記載する。

様式第 3 号（第 3 条関係）

保護地区等助成金交付申請棄却（却下）決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長 印

年 月 日付けで申請のあった保護地区等助成金の交付について、次のとおり交付しないことと決定したので大津市補助金交付規則第 7 条第 2 項の規定により通知します。

助 成 事 業 の 目 的 及 び 内 容	交付申請書記載のとおり
助 成 年 度	年度
助 成 事 業 の 名 称	
交 付 決 定 金 額	円
交付条件しないことと決定した理由	

（注）この交付決定に対して不服がある場合は、この通知を受領した日から起算して
15 日以内に申請の取り下げをすることができます。

様式第4号（第4条関係）

保護地区等助成金交付決定取消通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長 印

年 月 日付け大 第 号で交付の決定をした保護地区等助成金について、次のとおり交付決定を取り消したので大津市補助金等交付規則第9条第5項の規定により通知します。

助 成 年 度	年度
助 成 事 業 の 名 称	
交 付 決 定 金 額	円
取 消 金 額	円
取 消 後 の 交 付 決 定 金 額	円
取 消 し を し た 理 由	

（注）この交付決定に対して不服がある場合は、この通知を受領した日から起算して15日以内に申請の取り下げをすることができます。

様式第5号（第4条関係）

保護地区等助成金交付決定変更通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長

印

年 月 日付け大 第 号で交付の決定をした保護地区等助成金について、次のとおり交付決定を変更したので大津市補助金等交付規則第9条第5項の規定により通知します。

助 成 年 度	年度
助 成 事 業 の 名 称	
交 付 決 定 金 額	円
決 定 内 容 又 は こ れ に 付 し た 条 件 を 変 更 す る 内 容	
変 更 を し た 理 由	

（注）この交付決定に対して不服がある場合は、この通知を受領した日から起算して
15日以内に申請の取り下げをすることができます。

様式第 6 号（第 5 条関係）

保護地区等助成事業変更承認申請書

年 月 日

（宛先）

大津市長

申請者 住所

氏名

（団体の場合は、団体名及び代表者名）

年 月 日付け大 第 号で助成金の交付の決定のあった保護地区等助成事業
の変更の承認について、大津市補助金等交付規則第 1 3 条第 1 項の規定により、次のとおり申請しま
す。

助 成 年 度	年度
助 成 事 業 の 名 称	
助 成 事 業 の 変 更 の 内 容	
変 更 す る 理 由	
変 更 の 年 月 日	年 月 日
添 付 書 類	

様式第 7 号（第 5 条関係）

保護地区等助成事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日

（宛先）

大津市長

申請者 住所

氏名

（団体の場合は、団体名及び代表者名）

年 月 日付け大 第 号で助成金の交付の決定のあった保護地区等助成事業
の中止（廃止）の承認について、大津市補助金等交付規則第 1 3 条第 1 項の規定により、次のとおり
申請します。

助 成 年 度	年度
助 成 事 業 の 名 称	
中 止 （ 廃 止 ） す る 理 由	
中 止 （ 廃 止 ） の 年 月 日	年 月 日
添 付 書 類	

様式第 8 号（第 6 条関係）

保護地区等助成事業変更承認決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長 印

年 月 日付け大 第 号で助成金の交付の決定をした保護地区等助成事業について、次のとおり承認したので大津市補助金等交付規則第 1 3 条第 2 項の規定により通知します。

助 成 年 度	年度
助 成 事 業 の 名 称	
承 認 し た 変 更 内 容	
承 認 年 月 日	年 月 日

（注）この交付決定に対して不服がある場合は、この通知を受領した日から起算して
1 5 日以内に申請の取り下げをすることができます。

様式第 9 号（第 6 条関係）

保護地区等助成事業中止（廃止）承認決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長 印

年 月 日付け大 第 号で助成金の交付の決定をした保護地区等助成事業の中止（廃止）について、次のとおり承認したので大津市補助金等交付規則第 1 3 条第 2 項の規定により通知します。

助 成 年 度	年度
助 成 事 業 の 名 称	
承 認 年 月 日	年 月 日

（注）この交付決定に対して不服がある場合は、この通知を受領した日から起算して
1 5 日以内に申請の取り下げをすることができます。

様式第 1 0 号（第 6 条関係）

保護地区等助成事業変更承認申請棄却（却下）決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長 印

年 月 日付け大 第 号で助成金の交付の決定をした保護地区等助成事業の変更について、次のとおり承認しないことと決定したので大津市補助金等交付規則第 1 3 条第 2 項の規定により通知します。

助 成 年 度	年度
助 成 事 業 の 名 称	
助 成 事 業 の 変 更 の 内 容	
承認しないことと決定した理由	

（注）この交付決定に対して不服がある場合は、この通知を受領した日から起算して
1 5 日以内に申請の取り下げをすることができます。

様式第 1 1 号（第 6 条関係）

保護地区等助成事業中止（廃止）承認申請棄却（却下）決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長 印

年 月 日付け大 第 号で助成金の交付の決定をした保護地区等助成事業の中止（廃止）について、次のとおり承認しないことと交付したので大津市補助金等交付規則第 1 3 条第 2 項の規定により通知します。

助 成 年 度	年度
助 成 事 業 の 名 称	
承認しないことと決定した理由	

（注）この交付決定に対して不服がある場合は、この通知を受領した日から起算して
1 5 日以内に申請の取り下げをすることができます。

様式第 1 2 号（第 7 条関係）

保護地区等助成事業実績報告書

年 月 日

（宛先）

大津市長

助成事業者 住所

氏名

（団体の場合は、団体名及び代表者名）

年 月 日付け大 第 号で助成金の交付の決定のあった保護地区等助成事業の実績について、大津市補助金等交付規則第 1 4 条の規定により次のとおり報告します。

助 成 年 度	年度
助 成 事 業 の 名 称	
助 成 事 業 の 目 的 及 び 内 容	
助 成 事 業 の 経 費 所 要 額	円
交 付 申 請 金 額	円
助 成 事 業 の 着 手 年 月 日 及 び 完 了 年 月 日	着手 年 月 日 完了 年 月 日
交 付 決 定 金 額	円
助 成 金 の 既 交 付 金 額	
助 成 事 業 の 経 費 精 算 額 （助成対象金額）	
添 付 書 類	

様式第 13 号（第 8 条関係）

保護地区等助成金確定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長 印

年 月 日付け大 第 号で助成金の交付の決定をした保護地区等助成事業について、次のとおり保護地区等助成金の額を確定したので大津市補助金等交付規則第 15 条の規定により通知します。

助 成 年 度	年度
助 成 事 業 の 名 称	
交 付 決 定 金 額	円
助 成 事 業 の 経 費 精 算 額 (助成対象金額)	円
交 付 確 定 金 額	円

(注) この交付決定に対して不服がある場合は、この通知を受領した日から起算して 15 日以内に申請の取り下げをすることができます。

様式第 1 4 号（第 9 条関係）

保 護 地 区 等 助 成 金 交 付 請 求 書

年 月 日

（宛先）

大津市長

助成事業者 住所

氏名

印

（団体の場合は、団体名及び代表者名）

年 月 日付け大 第 号で交付の確定のあった保護地区等助成金について、大津市補助金等交付規則第 1 8 条第 1 項の規定により次のとおり請求します。

助 成 年 度		年度
助 成 事 業 の 名 称		
交 付 確 定 金 額		円
交 付 請 求 金 額		円
金 融 機 関 先	金 融 機 関 名	銀行・信用金庫・農協 支店
	口 座 番 号	普通・当座
	口 座 名 義	
添 付 書 類		

保護地区等助成金交付決定取消通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長 印

年 月 日付け大 第 号で交付の決定をした保護地区等助成金について、
次のとおり交付決定を取り消したので大津市補助金等交付規則第 19 条第 4 項の規定により通知しま
す。

助 成 年 度	年度
助 成 事 業 の 名 称	
交 付 決 定（ 確 定 ）金 額	円
取 消 金 額	円
取消後の交付決定（確定）金額	円
取 消 し を し た 理 由	

（注） この交付決定に対して不服がある場合は、この通知を受領した日から起算して
15 日以内に申請の取り下げをすることができます。

保護地区等助成金返還通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長 印

年 月 日付け大 第 号で交付の決定をした保護地区等助成金について、
大津市補助金等交付規則第 20 条第 1 項の規定により次のとおり返還を請求します。

返 還 金	円
返 還 理 由	
返 還 期 日	年 月 日まで
助 成 年 度	年度
助 成 事 業 の 名 称	
交 付 決 定 金 額	円
助 成 金 の 既 交 付 金 額 及 び 交付年月日	円 年 月 日
交 付 確 定 金 額	円

（注） この交付決定に対して不服がある場合は、この通知を受領した日から起算して
15 日以内に申請の取り下げをすることができます。

別添納付書により振り込んでください。なお、大津市助成金等交付規則第 19 条第 1 項の規定により交付の決定を取り消された場合において、返還期日までに納付されないときは、延滞金を納付しなければなりません。